

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 29 年 11 月 8 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 5,063 円

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 29 年 11 月 17 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

市の施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |        |           |
|---|--------|-----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 309,119 円 |
|---|--------|-----------|

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 29 年 11 月 10 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

市の施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1	損害賠償の額	135,884 円
---	--------	-----------